



千葉労働局発表
令和3年1月29日

【照会先】
千葉労働局職業安定部職業対策課
課長 倉上 宜治
課長補佐 日暮 信義
外国人雇用対策担当官 長谷川 直樹
(代表電話)043(221)4391

報道関係者 各位

外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）を公表します

～県内外国人労働者は約6万7千人。過去最高を更新するも、増加率は一部低下～

千葉労働局（局長 友藤智朗）はこのほど、令和2年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので公表します。

外国人雇用状況の届出状況は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和2年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

【届出状況のポイント】

- 外国人労働者数は 67,177 人で、前年比 6,764 人、11.2%の増加で、全国に占める割合は 3.9%（8年連続で過去最高を更新）
- 外国人労働者を雇用している事業所数は 11,299 か所で、前年比 1,513 か所、15.5%の増加で、全国に占める割合は 4.2%（8年連続で過去最高を更新）
- 国籍別外国人労働者数は、ベトナムが最も多く 19,015 人（外国人労働者全体の 28.3%）。次いで中国 14,139 人（同 21.0%）、フィリピン 9,855 人（同 14.7%）の順
- 在留資格別では、「技能実習」の労働者が 15,750 人で、前年比 1,006 人、6.8%の増加。また、永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」の労働者が 21,764 人で、前年比 1,946 人、9.8%の増加などとなっている。

（添付資料）

- ・別添1 「外国人雇用状況」の届出状況（令和2年10月末現在）（概要版）
- ・別添2 「外国人雇用状況」の届出状況（令和2年10月末現在）（本文）
- ・別添3 「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和2年10月末現在）

「外国人雇用状況」の届出状況(令和2年10月末現在) 【概要版】

厚生労働省 千葉労働局

1 外国人労働者の状況

労働者全体の状況について(P1)※

- ・ 外国人労働者数は67,177人。前年比で6,764人(11.2%)増加。
- ・ 8年連続で過去最高を更新。
- ・ 産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」等において前年比で514人(7.5%)減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用情勢に厳しさがみられる中、外国人労働者についても影響が生じているものとみられる。

○ 国籍別の状況(P2)※

労働者数が多い上位3か国

・ ベトナム	19,015人(全体の28.3%)	〔前年比14.4%増〕
・ 中国	14,139人(同 21.0%)	〔同 8.3%増〕
・ フィリピン	9,855人(同 14.7%)	〔同11.6%増〕

増加率が高い上位3か国

・ ネパール	6,065人	〔前年比16.7%増〕
・ ベトナム	19,015人	〔同14.4%増〕
・ フィリピン	9,855人	〔同11.6%増〕

○ 在留資格別の状況(P3)※

労働者数が多い上位3資格

・ 身分に基づく在留資格	21,769人(全体の32.4%)	〔前年比9.8%増〕
・ 資格外活動	18,119人(同 27.0%)	〔同9.5%増〕
・ 技能実習	15,750人(同 23.4%)	〔同6.8%増〕

増加率が高い上位3資格

・ 特定活動	2,093人	〔前年比33.7%増〕
・ 専門的・技術的分野の 在留資格	9,436人	〔同21.8%増〕
・ 身分に基づく在留資格	21,769人	〔同9.8%増〕

- ・ 平成31年4月に創設された「特定技能」の労働者数は468人

※ ページ番号は、【別添2】「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和2年10月末現在)に対応している。

2 事業所の状況

事業所全体の状況について(P1)※

- ・ 外国人を雇用している事業所は11,299か所。
- ・ 前年比で1,513か所(15.5%)増加。
- ・ 8年連続で過去最高を更新。

○ 事業所規模別の状況(P5、6)※

- ・ 「30人未満事業所」が最も多く、事業所全体の67.8%、外国人労働者全体の38.9%を占めている。
- ・ 事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「30人未満事業所」では前年比で17.2%増加であり、最も大きな増加率となっている。

3 産業別の状況

○ 産業別の状況(P4、6)※

- ・ 外国人労働者を雇用する事業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、事業所数全体の19.0%を占める。
- ・ 外国人労働者数は、「製造業」が最も多く、外国人労働者数全体の23.6%を占める。
- ・ 外国人労働者の対前年増減率をみると、「医療、福祉」が31.0%、「建設業」が23.8%、「卸売業、小売業」が22.3%増加しているものの、「宿泊業、飲食サービス業」が7.5%減少している。

4 派遣・請負の状況

○ 派遣・請負の状況(P1)※

- ・ 外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は611か所(事業所全体の5.4%)
前年比で72か所(13.4%)増加。
- ・ 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は9,252人(外国人労働者全体の13.8%)
前年比で128人(1.4%)増加。

「外国人雇用状況」の届出状況

(令和2年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ又は離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っています。

なお、届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）であり、数値は令和2年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

- (1) 令和2年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は11,299か所であり、外国人労働者数は67,177人でした。これは令和元年10月末現在の9,786か所、60,413人に対し、1,513か所(15.5%)の増加、6,764人(11.2%)の増加となり、外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新しました。

産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」において前年同期比514人(7.5%)の大幅な減少となっており、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用情勢に厳しさがみられる中、外国人労働者についても影響が生じているものとみられます。

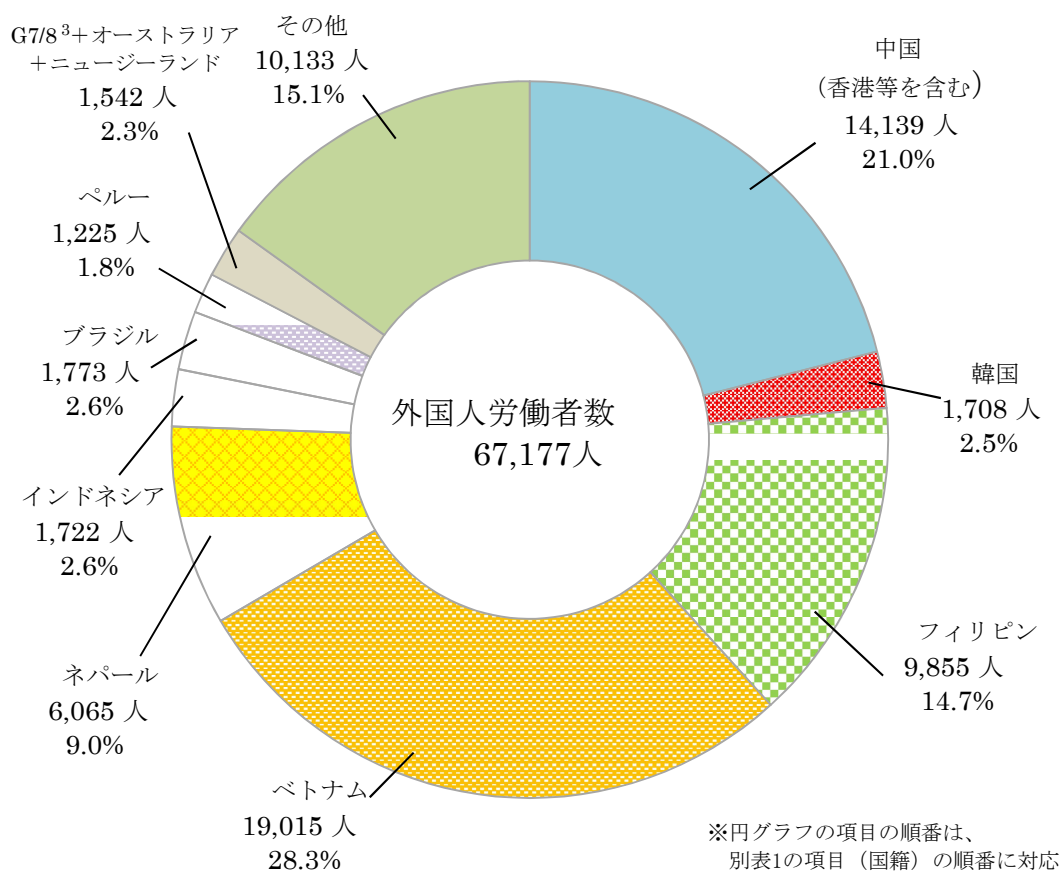
【別添3、参考表】

- (2) 労働者派遣・請負事業を行っている事業所は611か所、当該事業所で就労する外国人労働者は9,252人であり、それぞれ事業所全体の5.4%、外国人労働者全体の13.8%を占めています。【別添3、参考表】
- (3) 全国で外国人労働者の多い順位は、第1位が東京都(496,954人)、第2位が愛知県(175,114人)、第3位が大阪府(117,596人)、第4位が神奈川県(94,489人)、第5位が埼玉県(81,721人)、第6位が千葉県(67,177人)となっています。【参考1】

2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、ベトナムが最も多く 19,015 人で、外国人労働者数全体の 28.3%を占めており、次いで、中国が 14,139 人、(同 21.0%)、フィリピンが 9,855 人 (同 14.7%) の順となっています。【図 1、別添 3 (別表 1、参考表)】

図 1 国籍別外国人労働者の割合



- 1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。
- 2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する
- 3 G7/8は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す。

